

設備貸与制度

利用者に代わって機械設備を当センターが購入し、長期・低利で貸与する制度です。中小企業であればどなたでもご利用できます。(一部対象外業種・設備あり)

100万～6,000万円まで貸付

長期

最長
7年返済

低利

年利
2.3%

無担保

保証協会の
保証も不要



連帯保証人

法人の場合 2名以上
個人の場合 1名以上
(申込額2,000万円以下の場合)

以下の条件のいずれかを満たす企業は
最長10年、1億円まで貸与できます。

- 中小企業創造活動促進法の認定企業
- 中小企業経営革新支援法の承認企業
- ISO9000 / ISO14000の認証取得企業
- 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- 県内企業5社以上へ下請発注している企業
- 県内企業への下請発注額が年間1,000万円以上の企業
- 申請する設備を設置することで ~ に該当する企業でも可

リースもあります

リース期間

原則として5年(利率1.860%)か7年(利率1.382%)となります。

対象企業

従業員20名以下(小売・卸・サービス業は5名以下)の中小企業。

20名を超え50名以下の企業も利用できますが、条件がありますのでお問い合わせください。

設備資金貸付制度

設備代金の1/2までを 無利子で貸し付け

15年度中に契約・納品される新品設備が対象

既に納品済みの設備でも、代金のうち貸付希望額相当の金額が未払いであれば貸付可能

ただし15年4月以降に納品されたものに限りです。

対象企業 従業員20名以下の企業

(小売・卸・サービス業は5名以下)

従業員20名を超え50名以下の企業向けの枠もありますが、条件がありますのでお問い合わせ下さい。

対象業種 不問(一部対象外あり)

対象設備 資産に計上できる新品の機械設備

(不動産、中古機械は不可)



融資可能額
50万～4,000万円
最長7年返済

連帯保証人・担保

- ・ 2名以上必要
- ・ 申込額が2,000万円を越える(建設業等は1,000万円を越える)場合、不動産担保が必要

お申込み・
お問合わせ先

金融課

TEL 019-621-5381～3(直通)

FAX 019-621-5480

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi/>

E-mail setsubi@joho-iwate.or.jp